

23-D-1243  
2023年12月14日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価のレビュー結果を公表します。

## 森永製菓株式会社

サステナブルファイナンス・フレームワーク

据置

総合評価

SU 1(F)

グリーン性・  
ソーシャル性評価  
(資金使途)

gs1 (F)

管理・運営・  
透明性評価

m1 (F)

発行体／借入人

森永製菓株式会社(証券コード:2201)

評価対象

森永製菓株式会社  
サステナブルファイナンス・フレームワーク

### 評価の概要

JCRでは、2022年11月10日に、森永製菓株式会社が策定したグリーン及びソーシャルファイナンスを対象としたサステナブルファイナンス・フレームワークに対して総合評価“SU1(F)”を公表した。主な概要は以下のとおりである。

(以下、2022年11月10日の評価レポートより抜粋)

森永製菓は、1899年創業と、120年以上の歴史を持つ菓子食品メーカーであり、長い歴史の中で生み出してきたロングセラー商品を多数有している。代表的なブランドは、菓子食品部門では「ミルクキャラメル」「森永ビスケット」「ハイチュウ」「ダース」「小枝」「チョコボール」「おととつ」「森永ココア」「甘酒」、冷菓部門では「チョコモナカジャンボ」、健康部門ではゼリー飲料の「i nゼリー」などがある。

(中略)

森永製菓では、2021年5月に2030年に向けた長期経営計画である「2030経営計画」を策定し、そのなかで「森永製菓グループは、2030年にウェルネスカンパニーへ生まれ変わります」という2030ビジョンを掲げて、「心の健康」、「体の健康」及び「環境の健康」の3つを掲げて取り組みを行っている。

今般の評価対象は、森永製菓がサステナブルファイナンスの実施のために定めた、サステナブルファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）である。本フレームワークが「グリーンボンド原則（2021年版）」、「グリーンローン原則（2021年版）」、「ソーシャルボンド原則（2021年版）」、「ソーシャルローン原則（2021年度版）」、「サステナビリティボンド・ガイドライン（2021年版）」及び「グリーンボンドガイドライン（2022年版）」、「グリーンローンガイドライン（2022年版）」及び「ソーシャルボンドガイドライン」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は、それぞれ国際資本市場協会（ICMA）、ローンマーケット協会（LMA）、アジア太平洋ローンマーケット協会（APLMA）、ローンシンジケーション&トレーディング協会（LSTA）、環境省及び金融庁が自主的に公表している原則またはガイドラインであり規制ではないため、いかなる拘束力を持つものでもないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則及びガイドラインを参照してJCRでは評価を行う。

森永製菓では、サステナブルファイナンスによって調達した資金を、あらかじめ定めた適格クライテリアを満たすグリーンプロジェクト及び/またはソーシャルプロジェクトに対するファイナンスまたはリファイナンスに充当する予定である。JCRは、資金使途の対象はいずれも環境改善効果及び/または社会的便益があると評価している。

本フレームワークにおいて資金使途の対象となるプロジェクトは、経営陣及び専門的な知見を有する部署が関与した上で選定されていること、資金管理方法は明確に定められ、適切に管理されることが予定されていること、レポーティングに関し必要な事項について開示予定であることなどから、JCRは本フレームワークのもとで発行されるサステナブルファイナンスの管理・運営体制が確立され透明性も高いこと、加えて森永製菓の経営陣がサステナビリティを重要度の高い優先課題として位置付けていることについて確認した。

（以上、抜粋終わり）

JCRでは、本フレームワークについて確認を行い、フレームワークの内容について変更がないことを確認した。

また、本フレームワークに基づいて発行された債券のレポーティング内容について、フレームワークに記載された内容を満たしていることを確認した。

以上のレビューの結果、本フレームワークについて、JCRサステナビリティファイナンス評価手法に基づき「グリーン性・ソーシャル性評価（資金使途）」を“gs1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とし、「JCRサステナビリティファイナンス・フレームワーク評価」を“SU 1(F)”とした。また、本フレームワークは、「グリーンボンド原則<sup>1</sup>」、「グリーンローン原則<sup>2</sup>」、「ソーシャルボンド

<sup>1</sup> ICMA (International Capital Market Association) Green Bond Principles 2021

<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Green-Bond-Principles-June-2021-140621.pdf>

<sup>2</sup> LMA, APLMA, LSTA Green Loan Principles 2021

原則<sup>3</sup>、「ソーシャルローン原則<sup>4</sup>」、「サステナビリティボンド・ガイドライン<sup>5</sup>」、「グリーンボンドガイドライン<sup>6</sup>」、「グリーンローンガイドライン<sup>7</sup>」及び「ソーシャルボンドガイドライン<sup>8</sup>」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

---

<https://www.lsta.org/content/green-loan-principles/>

<sup>3</sup> ICMA Social Bond Principles 2021

<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Social-Bond-Principles-June-2021-140621.pdf>

<sup>4</sup> LMA, APLMA, LSTA Social Loan Principles 2021

<https://www.lsta.org/content/social-loan-principles-slp/>

<sup>5</sup> サステナビリティボンド・ガイドライン 2021 年版

<https://www.icmagroup.org/assets/documents/Sustainable-finance/2021-updates/Sustainability-Bond-Guidelines-June-2021-140621.pdf>

<sup>6</sup> 環境省 グリーンボンドガイドライン 2022 年版

<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

<sup>7</sup> 環境省 グリーンローンガイドライン 2022 年版

<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

<sup>8</sup> 金融庁 ソーシャルボンドガイドライン

<https://www.fsa.go.jp/news/r3/singi/20211026-2/01.pdf>

## 目次

### ■ レビュー事項

### ■ レビュー内容

1. 調達資金の使途（適格クライテリア）
2. 資金使途の選定基準とプロセス
3. 調達資金の管理
4. レポーティング
5. 組織のサステナビリティへの取り組み

### ■ レビュー結果（結論）

## レビュー事項

本項では、フレームワークのレビューにおいて確認すべき項目を記載する。レビューでは前回評価時点と比較して、内容が変化している項目について重点的に確認を行う。

### 1. 調達資金の使途（適格クライテリア）

サステナビリティファイナンスの適格クライテリアの分類や資金使途について、サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価付与時点において発行体/借入人が定めた方法から変更はないか。

### 2. 資金使途の選定基準とプロセス

サステナビリティファイナンスを通じて実現しようとする目標、サステナビリティプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスについて、本フレームワーク評価付与時点から変更はないか。

### 3. 調達資金の管理

サステナビリティファイナンスによって調達された資金が、確実にサステナビリティプロジェクトに充当され、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が引き続き適切に整備されているか。

### 4. レポーティング

サステナビリティファイナンスによって調達された資金を充当したサステナビリティプロジェクトからもたらされた環境改善効果及び社会的便益が、本フレームワーク評価付与時点において発行体/借入人が定めた方法で適切に算定されているか。

### 5. 組織のサステナビリティへの取り組み

発行体/借入人の経営陣がサステナビリティについて、引き続き経営の優先度の高い重要課題と位置付けているか。

## レビュー内容

### 1. 調達資金の使途（適格クライテリア）

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された調達資金及び適格クライテリアについて妥当と評価している。今次レビューにあたり、JCR では森永製菓に確認を行い、前回評価からの変更はないことを確認した。

### 2. 資金使途の選定基準とプロセス

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金使途の選定基準及びそのプロセスについて妥当と評価している。今次レビューにあたり、JCR では森永製菓に確認を行い、前回評価からの変化はないことを確認した。

### 3. 調達資金の管理

JCR では前回評価時点において、本フレームワークに記載された資金管理の妥当性及び透明性について妥当と評価している。今次レビューにあたり、JCR では森永製菓に確認を行い、前回評価からの変化はないことを確認した。

### 4. レポーティング

#### 資金充当状況レポーティング

本フレームワークにおいて、森永製菓は下記の内容を資金充当状況のレポーティングとして行うと記載している。

- 調達資金を充当した適格プロジェクトのリストとその概要（進捗状況を含む）
- 充当金額
- 未充当金の残高及び充当予定時期
- 調達資金のうちリファイナンスに充当された部分の概算額または割合

JCR では、森永製菓が本フレームワークに基づいて発行した債券（森永製菓株式会社第 15 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド））の資金充当状況に係るレポーティングを確認し、資金充当の対象である森永芝浦ビルの竣工・稼働開始時期について記載されているほか、その他 3 項目についても満たされていることを次ページの記載のとおり確認し、適切と判断した。

森永芝浦ビルの竣工・稼働開始時期：2024年1月（竣工）、2024年4月（稼働開始）

プロジェクト名	調達金額（百万円）	充当金額（百万円） （内、リファイナンス概算額）	未充当金額 （百万円） （充当予定時期）
森永芝浦ビル <sup>9</sup> の建替え費用	8,945	5,877 (0)	3,068 (2024年6月末)

表1：森永製菓 資金充当状況レポート<sup>10</sup>

### インパクトレポート

本フレームワークにおいて、森永製菓がグリーンプロジェクト及びソーシャルプロジェクトにおけるインパクトレポートについて変更はない。JCRでは、森永製菓が本フレームワークに基づいて発行した債券（森永製菓株式会社第15回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド））のインパクトレポート内容について確認を行い、当初レポート予定の内容が満たされていることを確認し、適切と判断した。

#### 【グリーンプロジェクト】

適格プロジェクト	レポート項目
グリーンビルディング/ 省エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者認証の取得状況：「ZEB Ready」認証</li> <li>CO<sub>2</sub>排出量削減量：約464 (t-CO<sub>2</sub>) (理論値<sup>11</sup>)</li> </ul> ※なお、森永芝浦ビルでは2024年2月以降、100%グリーン電力化となる予定

#### 【ソーシャルプロジェクト】

適格プロジェクト	アウトプット	アウトカム <sup>12</sup>	インパクト
災害発生時における避難場所の設置 ・地域企業・住民を含む帰宅困難者の受入スペースの設置 ・防災用品の備蓄倉庫の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者の受入スペースの設置</li> <li>防災用備蓄倉庫の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>帰宅困難者の受入可能人数（186人）</li> <li>防災用備蓄倉庫の備蓄量（最低3日間分）</li> </ul>	自然災害に強い持続可能な社会の実現
ダイバーシティ推進のため	・バリアフリー設備の設	・スロープ（各所に設	バリアフリー、ジェン

<sup>9</sup> サステナビリティボンド発行時は「(仮称) 森永製菓芝浦ビル」としていたが、今般名称が決定したため変更

<sup>10</sup> 出典：森永製菓 レポート資料

<sup>11</sup> 一次エネルギー消費量の基準値と設計値を基に算定

<sup>12</sup> 適格プロジェクトの対象である森永芝浦ビルは現在建設中であり、数字は設計段階のもの

<p>めの各種施策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者・障がい者等の利便性を考慮したバリアフリー設備（スロープ、多目的トイレ）の設置</li> <li>・ ジェンダーマイノリティの人向けの SOGI トイレの設置</li> <li>・ 働く女性のためのエンゼルルームの設置</li> <li>・ 人材のダイバーシティを支えるための祈祷室の設置</li> </ul>	<p>置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジェンダーマイノリティの人向けの設備の設置</li> <li>・ 働く女性のためのエンゼルルームの設置</li> <li>・ 人材のダイバーシティを支えるための祈祷室の設置</li> </ul>	<p>置)、多目的トイレの設置数 (7 箇所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SOGI トイレの設置数 (3 箇所)</li> <li>・ エンゼルルームの設置数 (1 箇所)</li> <li>・ 祈祷室の設置数 (1 箇所)</li> </ul>	<p>ダーフリーの推進・多様性を尊重する共生社会の実現</p>
---	---	---	---------------------------------

表 2：森永製菓 インパクトレポート<sup>13</sup>

### 5. 組織のサステナビリティへの取り組み

森永製菓では、2021 年に、企業理念、2030 ビジョン及びマテリアリティという森永製菓の重要な企業方針を策定している。企業理念については、「わたしたちの使命（パーパス）」を定め、パーパスを簡潔に表すメッセージとして、「おいしく たのしく すこやかに」というコーポレートメッセージを掲げている。



図 1：森永製菓 企業理念<sup>14</sup>

<sup>13</sup> 出典：森永製菓 レポート資料

<sup>14</sup> 出典：森永製菓 ウェブサイト <https://www.morinaga.co.jp/company/about/vision.html>

また、森永製菓では、2021年5月に2030年に向けた長期経営計画である「2030経営計画」を作成し、「森永製菓グループは2030年にウェルネスカンパニーに生まれ変わります」という2030ビジョンを掲げている。

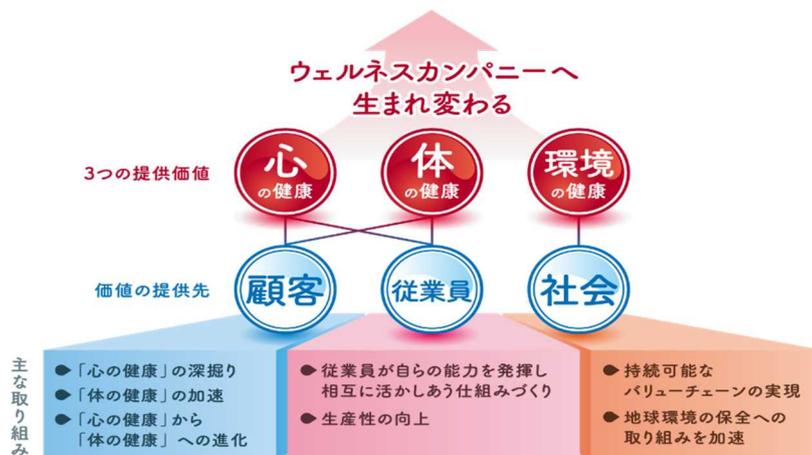


図2：森永製菓 「2030経営計画」の全体像<sup>15</sup>

森永製菓グループは、「世代を超えて愛されるすこやかな食を創造し続け、世界の人々の笑顔を未来につなぎます」というパーパスの実現とサステナビリティ活動の推進に向けて、グループ全体のサステナビリティ・ESGへの取り組みを推進・支援するサステナブル経営推進部、ESG委員会、ESG委員会傘下5つの分科会を設置するなど、サステナビリティに関する取り組みを積極的に行っている。

ESG委員会は、代表取締役社長を委員長とし、各担当役員または担当執行役員をメンバー、常勤監査役をアドバイザーとして組織される委員会であり、年間7～8回開催される。2023年度は10月までに6回開催されており、その内容は、人権デューデリジェンス・サステナブル調達・TNFD・環境対応・マテリアリティの見直し等であった。討議された内容は、取締役会に報告が行われている。

サステナブル経営推進部は、サステナブル経営に関わる企画立案や推進全般、ESGに関する情報開示等を行っている企画グループ及び全社環境目標の設定と推進を行っている環境推進グループから構成されている。サステナブル経営推進部は、ESG委員会の事務局や、サステナビリティに関する専門的な知見を有する社外有識者から構成されるサステナビリティ・アドバイザリーボードの窓口を務めているほか、本フレームワークの適格クライテリアの策定など、全社的なESGに関する取り組みを統括している。

また、ESG委員会は、前述のとおり5つの分科会を有しており、それぞれ管掌する取締役を委員長とし、それぞれのテーマに沿ったメンバーにより討議が行われている。

- (ESG委員会傘下の分科会)
- ①心の健康分科会
  - ②サステナブル価値分科会
  - ③サステナブル調達分科会
  - ④環境分科会
  - ⑤TCFD・TNFD分科会

<sup>15</sup> 出典：森永製菓 ウェブサイト <https://www.morinaga.co.jp/company/ir/policy/strategy.html>

森永製菓では、2022年4月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の提言に賛同し、TCFDコンソーシアムに加入したほか、自社事業が自然資本の基に成り立っており、自然資本・生物多様性の維持と保全が、企業活動を行っていくうえで重要な取り組みであると考え、2023年8月には、自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD）フォーラムへの参加、賛同を行っている。なお、気候変動や自然資本・生物多様性に関する検討は、上記の「TCFD・TNFD分科会」にて行われている。

これらの取り組みを行う際には、外部の専門的な知見を持つ第三者機関からコンサルティングや助言を受けており、森永製菓が外部の専門家と協力してサステナビリティに関する取り組みを行っていることをJCRでは確認した。また、本フレームワークに基づき発行された債券の適格グリーンプロジェクトにおいても、森永製菓の総務部のほか、設計・施工会社、コンストラクションマネジメント会社がプロジェクトにおける専門的知見を提供していることを確認した。

ソーシャル面においても、森永製菓は「2030経営計画」における基本方針の一つに「ダイバーシティ&インクルージョン」を掲げ、ダイバーシティ推進を行う部署を経営戦略部直轄とし、取り組みを強化している。社内ではマネジメント層における研修や各職場における分科会を開催し、ダイバーシティに関する風土の醸成を行っているほか、2018年に制定した「森永製菓グループ人権方針」について2023年4月に国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り、社外有識者・専門家の意見を伺いながら、全面改訂を行っている。また、持続可能なバリューチェーンの実現に向けて、主要原材料であるカカオ豆・パーム油・紙を2030年までに持続可能な原材料に切り替えるほか、サプライチェーンにおける人権・労働・環境問題について、森永製菓グループとしてサプライヤーガイドラインを策定しサプライヤーに周知を図るなど、マネジメントを強化している。

JCRでは、森永製菓のサステナビリティへの取り組みについて、引き続き経営陣がサステナビリティに係る問題を重要度の高い優先課題として位置付けているほか、専門的知見を有する部署が、サステナブルファイナンスの調達方針・プロセス、プロジェクトの選定に、組織として関与していると評価している。

## レビュー結果

## SU 1(F)

本フレームワークについて、前項に記載した事項を確認した結果、内容に変更がないことを確認した。また、本フレームワークに基づき発行された債券について、レポートが適切に行われていることを確認した。

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性・ソーシャル性評価	gs1(F)	SU 1(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs2(F)	SU 2(F)	SU 2(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)
	gs3(F)	SU 3(F)	SU 3(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外
	gs4(F)	SU 4(F)	SU 4(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外
	gs5(F)	SU 5(F)	SU 5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 梶原 康佑・新井 真太郎

## 本評価に関する重要な説明

### 1. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、サステナビリティファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金使途の具体的な環境改善効果及び管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券又は個別借入につきグリーンファイナンス評価又はソーシャルファイナンス評価等を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券又は借入等が環境又は社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果・社会的便益について責任を負うものではありません。サステナビリティファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果・社会的便益について、JCR は発行体及び/又は借入人（以下、発行体と借入人を総称して「資金調達者」という）、又は資金調達者の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。なお、投資法人等で資産がすべてグリーンプロジェクト及び/又はソーシャルプロジェクトに該当する場合に限り、サステナビリティエクイティについても評価対象に含むことがあります。

### 2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR サステナビリティファイナンス評価手法」として掲載しています。

### 3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

### 5. JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

## ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、資金調達者及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、評価の対象であるサステナビリティファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR サステナビリティファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR サステナビリティファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR サステナビリティファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

## ■用語解説

**JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価：**サステナビリティファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該サステナビリティファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営及び透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は5段階で、上位のものから順に、SU 1(F)、SU 2(F)、SU 3(F)、SU 4(F)、SU 5(F)の評価記号を用いて表示されます。

## ■サステナビリティファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・環境省 グリーンファイナンス外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）に外部評価者としてオブザーバー登録
- ・UNEP FI ポジティブ・インパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

## ■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

## ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル